

EDI方式システム

【EDIシステム運用開始までの流れ】


自然にやさしいネットワーク



平成29年6月

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター

Ver. 1.07



目次

- (1) EDIシステム構築
- (2) EDIシステム 接続テストの流れ
- (3) EDIシステム登録の流れ
- (4) EDIシステム更新の流れ
- (5) デモシステムの利用（任意）
- (6) 運用規程集及び各種申請書類等
- (7) 各種コード表
- (8) その他

EDI方式電子マニフェストシステム接続仕様書 変更履歴

項番	Ver	変更日	変更頁	変更箇所	変更内容
1	1.03	初版	-	-	接続仕様書より分離記載。
2	1.04	2013/6/13	1-4	(5) デモシステムの利用（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・（印は代表社員、会社員）→削除 ・②テスト用データ→削除
3	1.05	2015/5/31	1-3	(3) E D I システム登録の流れ	「尚、平成27年5月31日よりW e b の関連加入者の追加画面を利用して加入者を追加することができます。」を追記
4	1.06	2015/12/25	1-3	(3) E D I システム登録の流れ (6) 運用規程集及び各種申請書類等	申請書類等の改定に伴い、記載を変更
5	1.06	2015/12/25	1-3	(4) E D I システム更新の流れ	EDIシステム登録更新手続きの方法の変更に伴い、記載を変更
6	1.07	2017/6/21	1-2, 3	(1) E D I システム構築、 (3) E D I システム登録の流れ	運用設計書に関する記述削除、提出書類をEDIシステム運用規程に合わせ変更
7	1.07	2017/6/21	1-2, 3	(3) E D I システム登録の流れ	様式EDI-08号に関する記述を削除
8	1.07	2017/6/21	1-5	(6) 運用規程集及び各種申請書類等	様式EDI-08号及び様式EDI-10号を削除

(1) EDIシステム構築

【準備】

EDI方式接続テスト
申込者

「EDI方式電子マニフェストシステム接続仕様書」に基づいてEDIシステムを設計・構築し、社内での検証を完了

※ 「EDIシステム運用規程」を(6)運用規程集及び各種申請書類等の①「EDIシステム運用規程」に記載されたページより入手してください。



(2) EDIシステム 接続テストの流れ

【接続テスト】

EDI方式接続テスト
申込者

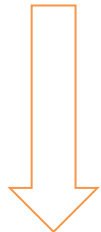
「JWNET EDI方式接続テスト実施申込書(様式EDI-01号)」の必要事項を全てご記入の上、[押印]し郵送してください。

※ 「JWNET EDI方式接続テスト実施申込書(様式EDI-01号)」を(6)運用規程集及び各種申請書類等の②EDIの各種申請書類に記載されたページより入手してください。

※ 申込書には必ず押印を行ってください。(印は代表者印、会社印)

※ 送付先

住所	〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階
宛名	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター 業務推進部 宛



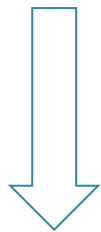
JWNET
情報処理センター

「JWNET EDI方式接続テスト申込書」の記載内容を確認し、接続テスト環境を整え、接続テストに必要な資料等を発行、送付する。

※ 接続テストに必要な資料等を申込書記載の「資料送付先」に郵送いたします。(手続きに10日程度かかります。)

<郵送物>

- ① JWNET EDI方式 IPsecルータ設定票
- ② JWNET EDI方式 接続登録システム設定票
(EDIサーバ設定票[接続テスト用])
- ③ JWNET EDI方式 接続テスト手順書
- ④ テスト用データ



EDI方式接続テスト
申込者

接続テストのための資料を確認し、JWNET EDI方式接続テストを開始 [テスト期間：2週間]

※ 接続テストの進め方は送付資料「接続テスト手順書」を参考にしてください。

【検証内容】

- ・通信経路が構築され、正常に通信が可能になる。
- ・EDIシステムを介してファイル授受ができる。
- ・ファイル構成を理解し、必要な情報を送受信できる。

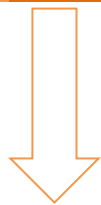


EDI方式接続テスト申込者
接続テスト完了後、「JWNET EDI方式接続テスト結果報告書（様式EDI-02号）」に接続テストの結果を記入の上、[押印]し郵送してください。

※ 「JWNET EDI方式接続テスト結果報告書（様式EDI-02号）」を（6）運用規程集及び各種申請書類等の②EDIの各種申請書類に記載されたページより入手してください。

※ JWNET EDI方式接続テスト結果報告書には、必ず押印を行ってください

※ 送付先
住所 〒102-0084
東京都千代田区二番町3番地
麴町スクエア7階
宛名 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 宛



JWNET 情報処理センター
「JWNET EDI方式接続テスト結果報告書」の内容確認後に「JWNET EDI方式接続テスト合格通知書」を発行、送付する。

※ JWNET EDI方式接続テスト実施申込書とJWNET EDI方式接続テスト結果報告書の記載内容との整合性を確認し、合格であれば接続テスト申込者情報の申込書記載の「資料送付先」に「JWNET EDI方式接続テスト合格通知書」を郵送いたします。

「接続テスト合格通知書」の通知日の翌日から起算して180日間以内にEDIシステムの登録をすること。
(EDIシステム運用規程 第7条)

(3) EDIシステム登録の流れ

EDI方式接続テスト申込者
「JWNET EDI方式接続テスト合格通知書」の確認し、「JWNET EDIシステム登録申込書（様式EDI-03号）」の必要事項を全てご記入の上 [押印] し、JWNET EDIシステムの登録に必要な書類を含め郵送してください。

※ 次の資料を（6）運用規程集及び各種申請書類等の②EDIの各種申請書類に記載されたページより入手してください。

- ① JWNET EDIシステム登録申込書（様式EDI-03号）
- ② JWNET ASP事業計画書（様式EDI-21号）
(ASP事業者のみ)

※ EDI事業者のシステム登録に必要な書類
左記の【EDI事業者の書類】です。

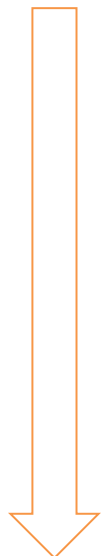
- 【EDI事業者の書類】
- ① JWNET EDIシステム登録申込書
 - ② 「JWNET EDI方式接続テスト合格通知書」の写し
 - ③ 加入証の写し
(ASP事業者の場合は加入者との契約を証明するもの)

- ④ EDIシステムの運用方法を説明する資料
- ⑤ 運用管理責任者の資料
- ⑥ デモシステム利用申込書

- 【ASP事業者の書類】
- ① ASP事業計画書
 - ② EDI事業者からの問合せシステムの概要
 - ③ EDIシステムが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に適合していることを証明する資料
 - ④ 利用者向けの操作マニュアル
 - ⑤ 加入者の一覧、電子マニフェスト登録及び報告件数の見込み
 - ⑥ 加入者へのサポート体制に関する資料
 - ⑦ EDI方式事業開始届出書

※ ASP事業者のシステム登録に必要な書類
左記の【EDI事業者の書類】及び【ASP事業者の書類】です。

※ 送付先
住所 〒102-0084
東京都千代田区二番町3番地
麴町スクエア7階
宛名 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 宛



【 システム登録 】

JWNET
情報処理センター 「JWNET EDI方式 EDIシステム登録申込書」及び関連書類の内容確認後に本番環境を整えたうえで、本番開始のための資料等必要書類を発行、送付する。



EDI方式接続テスト
申込者 本番開始のための資料等必要書類を確認し、EDIサーバーを本番環境に設定し、運用開始する。

※ 本番開始のための資料等必要書類を申込書記載の「資料送付先」に郵送いたします。（手続きには10日程度かかります。）

< 郵送物 >

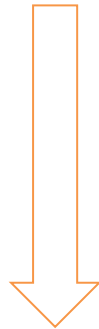
- ① JWNET EDI方式 接続登録システム設定票（EDIサーバ設定票 [EDI方式システム]）
- ② JWNET EDIシステム登録証（EDI登録番号単位）
- ③ JWNET EDI方式 接続登録者サポートページのご案内

※ 本番でEDI方式を利用するためには加入者ごとにシステムへの登録が必要となります。原則、EDI事業者はWeb版にログインし、関連加入者の追加画面を利用してEDIシステムと加入者の紐付を実施してください。

(4) EDIシステム更新の流れ

EDI方式事業者 EDIシステムの更新手続きに必要な資料を郵送する。

※ 【EDIシステムの更新手続きに必要な書類】
① EDIシステム登録更新申込書（様式EDI-22号）



【 システム更新 】

JWNET
情報処理センター 「JWNET EDI方式 EDIシステム登録更新申込書」の内容を確認後「JWNET EDIシステム登録証」を再発行する。

※ 送付先

住所	〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階
宛名	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター 業務推進部 宛

※ 「JWNET EDIシステム登録証」を申込書記載の「資料送付先」に郵送いたします。（期間は10日程度かかります。）



EDI方式事業者 「JWNET EDIシステム登録証」を確認し保管する。

(5) デモシステムの利用 (任意)

【 デモ利用 】

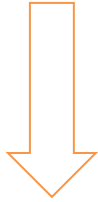
EDI方式接続テスト
申込者 「JWNET デモシステム(EDI方式)利用申込書(様式EDI-20号)」の
必要事項を全てご記入の上、[押印]し郵送してください。

※ 「JWNET デモシステム(EDI方式)利用申込書(様式EDI-20号)」を(6)運用規程集及び各種申込書類等の②EDIの各種
申請書類に記載されたページより入手してください。

※ 申込書には必ず押印を行ってください。

※ 送付先

住所 〒102-0084
東京都千代田区二番町3番地
麴町スクエア7階
宛名 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 宛



JWNET
情報処理センター 「JWNET デモシステム(EDI方式)利用申込書」の記載内容を確認
し、EDI方式デモ環境を整えたうえで、EDI方式のデモのための資料等
必要書類を発行、送付する。

※ EDI方式のデモのための資料等必要書類を申込書記載の「資料
送付先」に郵送いたします。(手続きに10日程度かかります。)

<郵送物>

- ① JWNET EDI方式 接続登録システム設定票
(EDIサーバ設定票 [デモシステム])



EDI方式接続テスト
申込者 EDI方式のデモのための資料を確認し、EDI方式デモシステムの利用を
開始

(6) 運用規程集及び各種申請書類等

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 「E D I システム運用規程」 | (ホームページ : http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/edi/rules.html) |
| ② E D I の各種申請書類 | (ホームページ : http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/edi/rules.html) |
| ・様式EDI-01号：接続テスト実施 | 【JWNET EDI方式 接続テスト実施申込書 (様式EDI-01号)】 |
| ・様式EDI-02号：接続テスト結果報告 | 【JWNET EDI方式 接続テスト結果報告書 (様式EDI-02号)】 |
| ・様式EDI-03号：接続テスト合格後にEDIシステムを登録 | 【JWNET EDI方式 EDIシステム登録申込書 (様式EDI-03号)】 |
| ・様式EDI-04号：接続テスト合格後にEDI登録番号を追加 | 【JWNET EDI方式 登録番号追加申込書 (様式EDI-04号)】 |
| ・様式EDI-05号：EDI事業者情報を変更 | 【JWNET EDI方式 EDI事業者情報変更申込書 (様式EDI-05号)】 |
| ・様式EDI-06号：EDIシステムを停止 | 【JWNET EDI方式 EDIシステム登録解除申込書 (様式EDI-06号)】 |
| ・様式EDI-07号：設定票や再交付を依頼 | 【JWNET EDI方式 設定票等再交付申込書 (様式EDI-07号)】 |
| ・様式EDI-09号：EDIシステムが利用可能な情報取得指定を変更 | 【JWNET EDI方式 システム関連加入者情報変更申込書 (情報取得指定の変更) (様式EDI-09号)】 |
| ・様式EDI-20号：EDIデモシステムを利用開始 (初回) | 【JWNET デモシステム (EDI方式) 利用申込書 (様式EDI-20号)】 |
| ・様式EDI-21号：A S P 事業計画書 | 【JWNET A S P 事業計画書 (様式EDI-21号)】 |
| ・様式EDI-22号：有効期限の満了を迎えるシステムの更新 | 【EDIシステム登録更新申込書 (様式EDI-22号)】 |
| ③ 照会票 (雛形) | (ホームページ : http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/edi/contact.html) |

(7) 各種コード表

- | | |
|----------------------|---|
| ① 電子マニフェストシステム各種コード表 | (ホームページ : http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/manual/data.html) |
| ② 郵便番号 | |

郵便番号辞書は、日本郵便 (郵便事業 (株)) のホームページの「住所の郵便番号」をダウンロードしてご使用ください。

(8) その他

- ① A S P 事業者は、毎年3月31日までに次年度のA S P 事業計画書を作成し、情報処理センターへ提出すること。
- ② E D I システムの登録内容に変更が生じた場合は、変更届出書を記載し、遅滞なく情報処理センターへ提出すること。
- ③ E D I システムの運用 (接続テスト等) 及び仕様書の確認等の問合せは、照会票で行ってください。
照会票の雛形は (6) 運用規程集及び各種申請書類等の③照会票 (雛形) に記載されたページより入手してください。
照会票は、E D I 方式サポートデスク【メールアドレス (E-Mail : edi-support@jwnet.or.jp)】まで送信してください。